

日本間にわたり中国のミサイル攻撃によって、日米共同での訓練・演習や情報収集・警戒監視・偵察、英仏加豪なども含めた「FOPS」(自由の航行作戦)の米軍および自衛隊基地に対し弾道ミサイル攻撃が行われることとなり相手の攻撃を止めるか、最低で刻の猶予もなく、直ちに反撃に転じるにさらされている日本としては一も相手の作戦行動を混乱させる必要があった。一方、米国政府は、中国においては、中國本土への攻撃の決断および限られた弾数でより効果的な成績を挙げるための「攻撃目標の選定にはNSC(国家安全保全協議会議)における政軍間協議など相応の時間を要するものとされただ。これは、歴史的事実に照らしても実際にリアルな設定であり、したがって、ここでの中米首脳会談は非常に緊迫した。

また、今回のシミュレーションの中で実にリアルな設定であり、したがって、この対し、日本政府は、中国によるミサイル攻撃へ対処は彈道ミサイル防衛だけではなく十分といふ結論し、反撃能力の行使を決断したのである。そして、緊急の日米首脳会談を通じて米国政府に対する攻撃は日本政府としでは、日本が単独で反撃行動に出た場合は、日本が單独最大限考慮せねばならなかつた。日本政府としでは、日本が国民党との本格的な武力衝突を覚悟する際には、(中國が最も強力があつたとしても、事態の推移によつては国民党保護や在外邦人と能力があつたとしても、事態の国海警船が平素から保有する任務と権限の一面对しては、「二面性」(法執行機関と公船に対する法律争い)を抑止する上でも最重要ボイントとなるからである。

また、今回の中米首脳会談にてかなりの進化が得られたものと見う。それは、國際社会と連携したSCの発信を含め、戦略三文書でも繰り返し提唱されていて柔軟に選択される抑止措置「Extensible Deterrent Options, F D」(EDO)についても、シミュレーションの中で実績を重ね、前回に比べてかなりの進化が得られたものと見う。では、初めて「反撃能力」の行使を日本政府が決断した。シナリオシヨンを抑止する上でも日本共同で、中国の台湾侵略作戦が激化を日本政府が決断した。シナリオシヨンを抑止する上でも日本共同で、尖閣諸島に対する反撃行動を行つ余地を確保したのである。その結果、猛反撃によつて戦線は膠着状況および尖閣防衛を決断した日本の海湾を追い詰めた中国に対し、台湾シナリオ上では圧倒的な戦力で台湾諸島に対し、中国が海警局、海上民兵、民間の漁業船等を用いた猛烈な変化があつた。事態が一つ大ことは、過去二回に比してもうち今回は、過去二回に比してもうち主として法執行活動を継続させた。しかし、國內では、海保に意思主體で法執行活動を継続させた。省・自衛隊と国土交通省・海上保安庁との間で、重要な連携がなされたことである。前回までは、中エスカレートする過程で、防衛省と空自戦闘機と海自哨戒艦が相次いで墜落、墜沈された「シナリオ

なお、我が国が本気で反撃能力の自己完結性を確立するためには、ターゲティング能力と共に考へねばならない重要な政策課題がある。一つは、他国領域に対し反撃能力を行使するにあたり、文民保護に関するジュネーブ条約第一追加議定書の「区別原則」(第四八条)、「比例原則」(五一一条)、「予防原則」(五七条)など、「標的的法 (Targeting Law)」などと呼ばれるる国際人道法上のルールをめぐる問題について整理しておく必要がある。

一連の攻撃動作のための機能、システム等々を破壊するための偵察・ターゲティング能力を自前で持つとともに、その作戦運用要領を確立しておかないと、反撃能力を発揮し得ないことを、今回のシミュレーションを通じ改めることを、

実にリアルな想定といえる。我が家はしたやり取りがありましたが、これで国軍が単独で反撃能力を行使する場合、国産スタイル・オーフ・ミサイル等が装備されるまでトマホーク・ミサイルの投入となるうが、発射に必要な地形照合データの米軍からの提供は、タイムリーには得られない可能性があるのだ。

(I) ミサイル反撃能力「國家防衛戦略」は、ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻を防ぐため、ミサイル防衛網によつて飛来するミサイルを防ぎつつ、やむを得ない必要最小限度の自衛措置として、相手の領域において有効な反撃を加え得るスタンドオフ防衛能力によりさらなる武力攻撃を防ぐこととしている。

シミュレーションでは、前述の通り、ミサイル脅威の急迫性から反撃能力の即時行使を求める日本政府と、中国との軍事衝突の拡大を懸念する米国政府との間で緊迫の軍事行動の問題である。

は、「統制要領」が奏功し、被害は生じたものの自衛隊と海保の連携・協力は円滑に進められた。

その際、憲法二二条二項に規定された「通信の秘密」の大原則を受けて電気通信事業法、有線電気通信法、電波法に通信の秘密の保護規定が、海外からのサイバー攻撃から我が国的重要社会インフラを守ることであります。そもそも論として、「個人のプライバシーの保護」と「サイバー攻撃という新たな脅威への対応」が同じ法解釈上で扱われていて、これが同じ法解釈上での現と自体が問題であり、我が国の現行法体系が、サイバー攻撃側に著しく有利な環境をつくり出していることを直視すべきだ。通信事業者からサイバーパート攻撃に関する積極的な協力を得ようとしても、このようなら協定を締結するべきである。

あるといふこと。我が国領域内ににおける防衛を主として考えてきたところが国では、これまで、あまり向き合つてこなかつた分野である。もう一つは、反撃能力を行使する際の「抑制効果」の検討である。反撃能力の行使により、單にさらなる報復攻撃を招くといふことにならないよう、「有効な」「抑止」効果とするための目標とタイアップを規定する必要がある。

(2) ACD

53 急務の安保体制構築 政治が腹をくくる時

台湾の現状を維持することの重要性につき、政治家はもちろん、國民にも「我がこと」として常に当事者意識を共有してもらうことこそが、台灣有事を未然に防ぐ最上策に他ならない。

仮に我が国に対する武力攻撃があつた場合には、もちろん日米安保条約第五条の規定に基づき日米両国が共同して対処する。また、同条約第六条において、「日本国における國際の平和及び安全の維持」のために必要と認める場合は、米軍施設・区域を提供することとしている。

今回のシミュレーションでは、この安保条約第六条に係る「六条事態」に対し我が国が国がどのように対応すべきかについて改めて考え方を述べることとする。

隊の作戦運用上の実効性を向上させることになるといつも現実を改めて痛感するなど、これまで経済的にも根底から揺らぐことになれば、地政学的、軍事的にも半島が統一される、もしくは、台湾が中国に支配される——ようなく、——たとえば、北朝鮮を中心にして朝鮮半島が統一されることは、我が国が攻撃されたりたときに現状が著しく変更される——たとえば、「極東」の安全保障は、わが国が攻撃されたりたときに見直すべきである。

は自衛隊の円滑な行動は望めない。自衛隊の行動を過度に縛る現行法体系は、米軍との共同行動にない。自衛隊の行動を過度に縛る現行法体系は、米軍との共同行動にもの著しい遲延や混乱を招くことになるのは容易に想像し得る。

このような課題を踏まえると、事態認定と国内法上の運用に係る運動展開等に關し、防衛大臣の要請に基づき、必要に応じ、より柔軟に発動できるようなる態勢とすることが望ましい。たとえば、事態認定に至らない平時ににおける自衛隊の機動力や安全保障會議の決定により、関係法令の適用除外や特例を可能にすることや、適用除外規定を「平時法制」と位置付け、「括整備」し、情勢に応じて法令を所掌する各省庁との間で調整を実施する調整組織を常設することにより自衛

安保条約六条の意味

隊の作戦運用上の実効性を向上させ、なるほどどの措置が必要である。いざれにせよ、三回のシンクレーリー シヨンを通じて明らかになった意思決定の混乱や現場におけるリスク、さらには外交上の危うさなどにかんがみ、この「事態認定」という我が国特有の仕組みを根本的に見直すべきである。

よつに現状では事態認定がなけれ
やや特例を受ける法令はない。この
運動や演習等においては、適用除外
のみである。さらに平時の部隊移動
適用されるのは消防法の適用除外
情報収集活動、警護出動において
活動、治安出動待機、治安出動前の
認めの特例が認められるが、治安出
用除外、或いは手続きの緩和のた
れた場合に、関係法令についで適



事前展開や国民保護活動において、構造的欠陥に他ならない。有事の法体系」が作動せず、航空自衛出動が下命令されない限り、は、武力攻撃事態等が認定され、著しい制約が生じてしまう。これで、防空法や道路交通法、火薬取締法等がなきれないといふ現行法体系の構造的欠陥を命ぜらる。

各種事態の認定は、事態対処法に基づいて閣議決定される「対処基準」で定められ、国会の承認が求めることになつてゐるが、我が國への直接の武力攻撃のおそれが明確ではない段階での合意有事や武装漁民による尖閣諸島占拠などをもつて、直ちに事態認定を行なうことは容易ではない。なぜなら事態認定は、状況によつてそれがうつることもある。

(3) 事態認定と自衛権の発動

「船争当事国としての宣言」のみなされ等、外交上、強いメッセージとなりかねないからである。

る。國の防衛秘密ハツキング事業を見
るまでもなく、事は緊急を要す
近又クーブした中國軍によると我が
り、米紙ワシントン・ポストが最
法律の改正がどうしても必要であ
る。

のことは到底いえまい。つまり、日本安保条約第五条と第十六条の規定は、いわば「対」の関係にあって、我が国安全保障が極東地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものであり、第六条規定は單なる「米国追従」というよつなるものではなく、我が国安全保障にとつて極めて重要な意味を持つていいのだ。前述したように、たゞえ平和守る目的で、我が国を攻撃したわざで、我が国の同盟国でもない国を直接攻撃を受けない段階で、我が国が直接攻撃を受けたときに訴えるべきか、緊迫した政治決断となつた。案の定シナリオでは、政府は「戦争反対」の大合唱に取り囲まれることになつた。もちろん、このジレンマを抜け出さず道がないわけでもない。するが、我が国安全保障を根底から揺るがすことになると軍事・経済力を確立するか、シンブルに中國の軍門に降るかの二択である。しかし、国民の命と和平で豊かな暮らしを最優先に考えた場合、いずれの選択肢も現実的ともいふべきだ。六条事態の典型ともいきさせられた。六条事態に際し、米国政府は、安保条約および「岸・島」に従つて日本政府に対し在日米軍を投入する(在日米軍基地から出撃させる)ための事前協議を申し入れてきた。すなわち、我が国が直接攻撃を受けている場合に説明するべきか、国際社会にどう対する対米協力を決断したのだと、これは、日本政府として六条事態に對する対米協力を決断したのが、我が国が直接攻撃にさらされていながらも、中国の軍門に降るかの二択で直結しているのだ。常にその現実を念頭に、政治は腹をくくつて万全な安全保障体制の構築を急がなければならない。